

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

稲沢市の総人口は2010年頃から減少に転じた後、駅周辺開発等の影響による微増はあったものの、将来推計では減少し続け、2040年頃にはピークであった13万7千人弱の8割程度である11万2千人弱になると予測される。人口ピラミッドに置き換えてみると、現在は団塊の世代とそのジュニア世代が膨らんだ「ひょうたん型」となっているが、その2世代が高齢化する20年後には「つぼ型」、その後は「逆富士山型」へと変化すると推測される。

そのうち生産年齢人口（15～64歳）の割合は、1995年のピーク時には70%を超えていたが、その後は減少が続き、2040年頃には55%程度になると推計されている。

事業所数はリーマンショック等の影響により減少した後、回復傾向は見られず、国全体と同様に、廃業率が開業率を上回り、市内の事業所数も減少を続けていると推測される。

産業別就業人口について、「稲沢市で働いている人（従業地）」と「稲沢市に住んでいる人（常住地）」を業種別に比較すると、製造業では男女とも従業地が常住地を大きく上回っており、市外からの労働力の受け皿となっている。一方で、その他すべての業種において、男女ともに常住地が従業地を上回っており、特に小売業やサービス業など、就業志向が高まってきている業種において、市内の雇用供給が追いついていない状況である。

中小企業者の実態として、人材確保については、稲沢商工会議所が同所の会員を対象に行った平成29年度経営発達支援アンケート調査において、採用活動による人材が「十分確保できている」または「現状確保する必要がない」と答えた事業所が46%、「確保できていない」「十分とは言えないが確保できている」と答えた事業所が45%となっており、人材を求めている事業所が少なくない。

部門の中核として難易度の高い業務や組織の管理・運営を担う中核人材については、「適正である」と回答した事業所が半数程度で最多であったものの、「不足している」という回答も3割を超えており、業種別で見ると、製造業と建設業において、中核人材も含め人手不足となっている事業所が多くなっている。

また事業承継についても、同調査によると、3割程度は既に後継者または後継者候補が決まっているものの、「事業は継続したいが後継者が決まっていない」と回答した事業所が2割弱、「事業を継続するつもりはない」または「M&Aによる売却を検討している」と回答した事業所の約半数は後継者がいないことを理由にしており、後継者不足が事業の継続を困難にする一因となっている。

中小企業者の設備投資の動向としては、平成26年以降、償却資産の新規取得のあった事業所数及びその取得価額とも減少傾向にあり、さらに新型コロナウイルスの影響により、回復が困難な状況となっている。

本市においては人口減少が始まっており、生産年齢人口の割合も大幅に少なくなる見込みである。しかしながら、中小企業者は人材及び後継者不足等の課題を抱えるとともに、未だ多くの事業所において、生産性の低い設備等を使用していることが労働生産性を向上させる足枷となっているため、これらの課題に対応した事業基盤を構築していく必要がある。

(2) 目標

稲沢市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を目指す。本計画に基づいて認定される先端設備等導入計画の目標数は40件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の作成する先端設備等導入計画における労働生産性の目標伸び率は年平均3%以上とし、計画期間が3年間の場合は9%以上、4年間の場合は12%以上、5年間の場合は15%以上とする。

2 先端設備等の種類

稲沢市の産業は、製造業、建設業、卸売業、小売業またサービス業等、多様な業種が市内の経済、雇用を支えている。これらの産業における多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

稲沢市の産業は、駅周辺、主要道路沿いや地元商店街等、市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

稲沢市の産業は多岐に渡り、多様な業種・事業により市内の経済、雇用が支えられている。したがって、幅広い範囲で、より多くの業種において生産性向上を実現することが望まれるため、本計画における対象業種は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は国が同意した日から2年間とする
(令和5年4月1日から令和7年3月31日)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者が作成する先端設備等導入計画の期間は、中長期的な目標を設定し、実現することができるよう3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に対する配慮として、人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する計画や反社会的勢力との関係が認められるものは認定の対象とせず、稲沢市暴力団排除条例に基づき本計画を遂行する。